

第1回佐倉市市民協働推進委員会 会議要録

日時：平成19年3月3日(土) 午前10時30分～午後12時40分

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席委員

関谷委員長、高岡副委員長、松林委員、浅野委員、植木委員、松崎委員、
渡辺委員、安蒜委員、竹内委員、福川アドバイザー

欠席委員

木田川委員、鈴木アドバイザー

事務局職員

小出市民部長、澤本市民活動推進課長、坂上主幹、江波戸主査、亀田主査、
上野主査補、栗野主任主事、宮崎主任主事

傍聴

0人

1. 開会

事務局により会議を開会。委員長が決定するまで、市民活動推進課長が進行役となり、配付資料の確認等を行った。

2. 説明事項

市民協働推進条例及び委員会所掌事務について

政策調整課鈴木副主幹より、資料10を基に市民協働推進条例について及び資料9を基に市民協働推進委員会所掌事務についての補足説明。

地域まちづくり協議会について

事務局より、資料10を基に地域まちづくり協議会について補足説明。

市民協働事業（市民提案型）について

事務局より、資料11を基に市民協働事業（市民提案型）の概要について補足説明。

3. 助言・アドバイス

福川アドバイザー及び関谷委員より、市民協働に関する取り組み及び推進委員会について助言・アドバイスをいただく。

【概要】

福川アドバイザー：私達が今から取り組んでいこうとすることは、一人ではできないことを皆で助け合う新しい仕組みを作っていくことである。これ

が自治の基本である。戦後作ってきた自治の仕組み、民主主義の修正が必要となってきた。私達は、これからシビルミニマムを前提とした新しい仕組みを作るプロセスの中にいる。佐倉市市民協働の推進に関する条例が施行されたが、次の段階として自治基本条例等もあり得るだろう。条例上、当委員会には大きな権限が与えられている。条例の体系の中では市の議会のような位置づけである。委員会の運営を単にルーチンワークで終わらせることなく、次のステップに向けて、協働運営の経験をつんでいただくことが重要ではないか。その経験を基に、絶えず将来に向けた検証を行っていきながら委員会を進めていただければと思う。

関谷委員：佐倉市でも市民協働が本格的に始まった。千葉県下の自治体でも協働の試みが進んでいる。佐倉市の取り組みは比較的遅かったのかもしれないが、この2、3年で着実に課題を乗り越え、今年1月に条例が施行され、協働の流れは不動のものになっていると思う。当委員会の中で幾つかのポイントとなる事項がある。支援と補完が市民協働を進めていく上で重要になる点。これから補完性の原理が具体的に動き出し、具体化していく。資料9にあるとおり、当委員会は市民と行政の中間に位置づけられ、幅広い登録団体に対して支援を行っていくのだが、市民と行政との連携・協力関係を充実させていく上で大きな役割を担っている。委員会としては、支援団体の事業を審査、評価していく。評価していく団体は地域をベースにしたもの。地域のあり方を地域の担い手に対してどう助言できるのか。協働というのは、市民の主体性が難しいとも言われるが、出来るところから始めて、地域の可能性を引き出し、具体化させていくもの。その取り組みをどう評価していくか。初めから自立して全てのことはできない。様々な活動を通して、市民と行政が協働を学んでいくのだと思う。初めから理想を求めるのではなく、参加をしながら学んでいくのも一つの大きなポイント。市民と行政の双方向で情報を共有していくことも重要。支援のフローも委員会としてどう評価していくか。提案事業への支援を所管課が単独で行うのではなく、関係課が横断的に取り組むことが必要である。また、事業によっては似通っているものもある。事業内容の見極めは難しいが、市民協働の担い手を育てていくためにどういう試みが必要になるのかを見守っていきたい。事業の評価は点数方式だが、そういう部分も加味して評価していければよいのではないか。委員会としては来年度4回ぐらいの開催を予定している。協働がどういう形であるべきか、支援のあり方等、状況を見据えながら、問題の議論を重ねて、今後、市民協働にどのようなものが必要になっていくのかについて委員会として積極的に助言していきたい。当委員会が有効に機能し、信頼を得るものにしていきたいと思う。

4. 委員長及び副委員長の選出

進行より、委員長及び副委員長については佐倉市市民協働の推進に関する施行規則により委員の互選により定めるとなっている旨の説明があり、委員の互選により委員長には関谷委員が、副委員長には高岡委員が選出された。なお、選出に係る審議経過については次のとおり。

委員：佐倉市の市民協働について検討してきたこれまでの流れで、委員長は関谷委員がよいと考える。

事務局：委員長には関谷委員という意見があるが、副委員長はどうか。

委員：副委員長は委員長に一任でもいいのでは。委員長が男性ならば副委員長は女性がよいのでは。

事務局：副委員長は女性の中からということだがいかがか。先ず委員長を選出し、後ほど副委員長を選出することとしてよいか。委員長に関谷委員という意見があるが、賛成の方は挙手をもってお願いしたい。

【挙手全員】

事務局：委員長は関谷委員としたい。

委員長：推進委員会の委員長ということで大任をおおせつかった。これまでも市民協働についての委員会、懇話会等の委員として関わってきたが、今回は市民協働推進委員会の一員としてお手伝いさせていただきたい。可能な限り努力してまいりたい。

事務局：副委員長の選出について委員長からご指名あれば伺いたい。

委員：事務局から提案はないか。

事務局：女性ということで、これまでも懇話会の委員として携わっていた高岡委員でいかがか。

【拍手全員】

事務局：副委員長は高岡委員としたい。

5. 議事

会議の公開等について

事務局より、会議公開等について説明（会議公開については、情報公開条例第28条を根拠とし、その手続きは、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱に規定。当委員会も会議公開の対象となる旨）。当委員会における会議公開については、次のとおり確認された。

1) 会議公開の手続きについて

- ・ 会議開催の1週間前までにホームページ等で公表することとする。

2) 傍聴要領(案)等について

- ・ 傍聴要領については別紙資料「傍聴要領(案)」のとおりとする。また、傍聴の定員は5人とし、会場前での先着順とする。
- 3) 傍聴者について
- ・ 傍聴者への配布資料については原則委員と同一のものとする。ただし、図案等については、掲示すること等により対応することとする。
 - ・ 傍聴者からの書面での意見書については、原則、委員に配付することとし、その回答については、委員長・副委員長の判断に一任する。
 - ・ 傍聴者からの会場内での口頭による意見表明及び質問は、認めないものとし、考慮すべき個別の事案については委員長・副委員長の判断に一任する。
 - ・ 傍聴者の氏名の記載は、原則求めないものとするが、個別具体的な事情を考慮する必要がある場合には、委員長・副委員長に一任するものとする。
- 4) 例外的に会議を非公開とする場合の手続き等について
- ・ 会議の公開要綱第3条第3号に基づき、あらかじめ指名された委員による承認として、委員長・副委員長に一任する。
- 5) 選考・審査に係る事項(会議やプレゼンテーションの傍聴、会議資料、会議録の取扱いなど)について
- ・ 会議やプレゼンテーションの傍聴、会議資料、会議録は原則非公開。選考・審査後に会議録、会議資料等の公文書を公開するかどうかについては、情報公開請求により対応するものとし、情報公開条例第7条第2項第3号、第5号等の規定に基づき判断する。
- 6) 会議公開に係るその他の取扱いについて
- ・ 委員長・副委員長に判断を一任する。
- 7) 市民提案型事業の支援団体選定手法について
- ・ 情報公開条例第28条ただし書き第2項及び第3項の規定に基づき非公開とする。

本件に関する審議、意見等は、次のとおり。

委員：傍聴者から意見書の提出についての取扱いだが、委員へは事前に市から各委員の自宅へ郵送なのか、この会場で配付するのか。

事務局：原則、会議時に配付することとしたい。郵送は想定していない。

委員長：事前配付もあろうかと思うが、当日の委員会で委員に配付して確認し、併せてその取り扱いについての確認をしていただく。会議の全部を公開にした場合、積極的な意見交換ができないことも予想されるがいかがか。

アドバイザー：原則は公開である。佐倉市の個別の事情もあると思うが、段

階的に公開にしていく必要があるかと思う。

委員長：まずは事務局提案の説明のとおりで運営していき、様子を見ながら検討していく。傍聴定員は5名とある。会場の広さ等の問題もあるので、状況に応じて委員長・副委員長に一任させていただきたい。プライバシーの問題についても委員長・副委員長に一任とし、問題があればその都度審議いただく形でよいか。

委員：市民協働事業の審査フローに意見答申とあるが、答申の重みについてはどの程度のものになるのか。

事務局：最終的な決定は市長が行うが、最大限尊重していくことになる。

委員長：委員会の意見としての重みがある。最大限尊重していくべきもの。

委員：今回の選定方法については過去に行ってきた支援事業を参考にしたものなのか。

事務局：市民協働事業(市民提案型)は当初夢のまちづくりサポート事業として行っていたもの。その際にも市民の方に選定委員会という形で審査していただいております。今回、審査過程のプレゼンテーションの採用や採点表についても参考にさせていただきました。

委員長：選定方法は別の部署でやってきた経緯があるようだ。点数制度は客観的な審査方法として用いられる。配点については、一般的には5段階だと審査側は大体可も不可もない3点をつける傾向がある。今回は10点満点で偶数としたので、ある程度差が出てくるかと思う。プレゼンテーションを受けた上でどう評価していくか。点数だけでは評価できない部分は各委員に考慮していただく。

委員：採点表(案)とあるが、一般的には4段階が多い。曖昧さを避けるために中間を避けた4段階制評価も必要ではないか。また、書面審査だけでなく、プレゼンテーションを優先させる項目も必要ではないか。

委員長：最近では評価段階を増やしていく傾向もある。プレゼンテーションのウエイトを大きくすることも必要である。

事務局：各委員への資料の事前配付は予備審査として考えている。プレゼンテーションを受けた後、審査し直していただいております。4段階採点の部分については委員長、副委員長と協議したものを事前に郵送させていただきたい。

委員：まちづくり協議会のお金の部分の助成に関しては、順位による配分や、助成するボーダーラインが起こりうるのか。

事務局：本日の説明については市民提案型事業の部分のみである。まちづくり協議会の制度設計については次回以降となる。また、申請事業の項目毎に金額を配分することもあるかと思う。個別具体的に審議せざるを得ない。

お金以外の支援は新しい取り組みということで、やってみないとわからない部分はある。

委員長：積極的に意見交換をしていくとともに、柔軟に対応していくこととしたい。

委員：助成金は1団体50万円以内、概ね5団体への支援ということだが、これは年間での金額ということか。

事務局：制度上、年間ということになる。市民提案型事業は支援対象をNPO法人まで広げている。今年度については申請のあった総事業費約356万円、交付申請額約163万円。予算の範囲以内であれば5団体以上も可能かと思う。

委員長：まずは事務局案でスタートすることとしたい。

【全員了承】

会議録について

事務局より、議事録について説明（委員会においては会議録の作成が義務付けられており、会議録の確定後は公表される旨）。なお、当委員会における会議録については次のとおり確認された。

1) 会議録について

- ・ 会議録は全文筆記ではなく、要録筆記とする。
- ・ 原則非公開となる会議部分であっても、会議録は作成するものとし、これを公開するかどうかは、情報公開条例による公開請求に基づき判断する。会議の公開に関する要綱第8条の規定により、非公開とした会議の会議録であって、公開しても支障の無い部分については、公表するよう努めるものとする。この判断は委員長・副委員長によるものとする。

2) 会議録作成のための補助機器の使用について

- ・ 会場内に録音機・パソコン等の情報機器を設置し、情報機器に記録した会議情報は、会議録確定後、消去することとする。

3) 会議録の確定について

- ・ 会議録の確定は、委員長・副委員長と名簿掲載順に各委員による議事録署名人1名、合計3名により確認する。

4) 会議録の作成に係るその他の取り扱いについて

- ・ 委員長・副委員長に一任するものとする。

本件に関する審議、意見等は、次のとおり。

委員長：会議録としてはある程度要録したものを公開する。委員の発言について委員氏名はどうするか。委員の氏名を載せるものや匿名の場合もある。

事務局：参考までに、市民協働型社会における地縁団体等の役割及び行政施策検討懇話会では委員氏名を掲載していた。

委員長：ホームページには掲載するのだろうか。

事務局：それぞれの懇話会等で様々である。

委員：非公開の部分が多いので、統一させるのであれば、A 委員、B 委員、C 委員という掲載か。

委員長：匿名で掲載するという意見だが。

委員：本委員会は、特定委員の利害関係もないので個別の名前を掲載する必要はない匿名としてはどうか。匿名とし、委員全体の意見としてまとめていただければよい。

委員長：本委員会の趣旨を踏まえて、委員長、委員、事務局という意見が多いがいかがか。他に意見等がなければ、賛成の方は挙手を願う。

【挙手全員】

委員長：会議録については、事務局案のとおりとしたい。

第 2 回委員会の議題内容及び日程について

事務局より、次回の委員会の日程についての説明(平成 19 年度は 4 回の開催を予定しているが、状況によっては増える可能性もある旨)。調整の結果、第 2 回委員会は、平成 19 年 5 月 26 日(土)の開催となった。議題内容については、市民協働事業の応募団体のプレゼンテーションの後、事業内容を審査する。また、地域まちづくり協議会関係の要綱についてとする。

委員長：今回の議事録署名人は名簿順で松林委員にお願いしたい。会議録は市政資料室、ホームページで公表することとする。以上で議事内容は終了とする。

6 . 閉会

平成 19 年 3 月 28 日

委員長 関 谷 昇

副委員長 高 岡 良 子

議事録署名人 松 林 勝